

○仙台市化製場等に関する法律の施行に関する条例

平成一二年三月一七日

仙台市条例第九号

改正 平成二三年五月条例第三〇号

平成二四年三月条例第一七号

平成二五年三月条例第一七号

平成二六年三月条例第一三号

平成二七年三月条例第二四号

平成二八年三月条例第六号

(趣旨)

第一条 この条例は、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(死亡獣畜取扱場の変更に係る届出事項)

第二条 法第三条第二項の規定による届出事項は、死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場の区域の変更とする。

(経営の休廃止の届出)

第三条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の経営を休止し、又は廃止したときは、十日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設について準用する。

(動物の飼養又は収容に係る届出事項)

第四条 法第九条第四項の規定による届出事項は、次に掲げるものとする。

一 施設の所在地

二 飼養又は収容の別

(動物の飼養又は収容に係る休廃止の届出)

第五条 法第九条第一項の許可を受けた者(同条第四項の規定により当該許可を受けたものとみなされる者を含む。)は、動物を飼養し、若しくは収容することを休止し、又は廃止したときは、十日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(手数料)

第六条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は当該各号に定める計算単位につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第三条第一項の規定による化製場の設置の許可の申請に対する審査 化製場設置許可申請手数料 一件につき 二万四千元
- 二 法第三条第一項（法第八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡獣畜取扱場等の設置の許可の申請に対する審査 死亡獣畜取扱場等設置許可申請手数料 一件につき 一万七千元
- 三 法第九条第一項の規定による動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査 動物の飼養又は収容の許可申請手数料 一件につき（一個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件につき） 六千八百円

（平二八、三・改正）

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に仙台市化製場等に関する法律施行細則（昭和五十九年仙台市規則第五十四号）の規定によりなされた手続その他の行為でこの条例中これに相当する規定のあるものは、この条例の規定によりなされたものとみなす。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に係る手数料に関する特例）

- 3 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者について特に必要と認めるときは、第六条各号に掲げる手数料で平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同条各号の申請がなされたものを免除することができる。

（平二三、五・追加、平二四、三・平二五、三・平二六、三・平二七、三・改正）

- 4 市長は、前項の被災者で特に必要と認めるものから同項に規定する手数料を徴収したときは、これを還付することができる。

（平二三、五・追加）

附 則（平二三、五・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二四、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二五、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二六、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二七、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二八、三・改正）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

（手数料に関する経過措置の原則）

4 次項に規定するもののほか、施行日前になされた申請その他これに類する行為に係る手数料については、なお従前の例による。